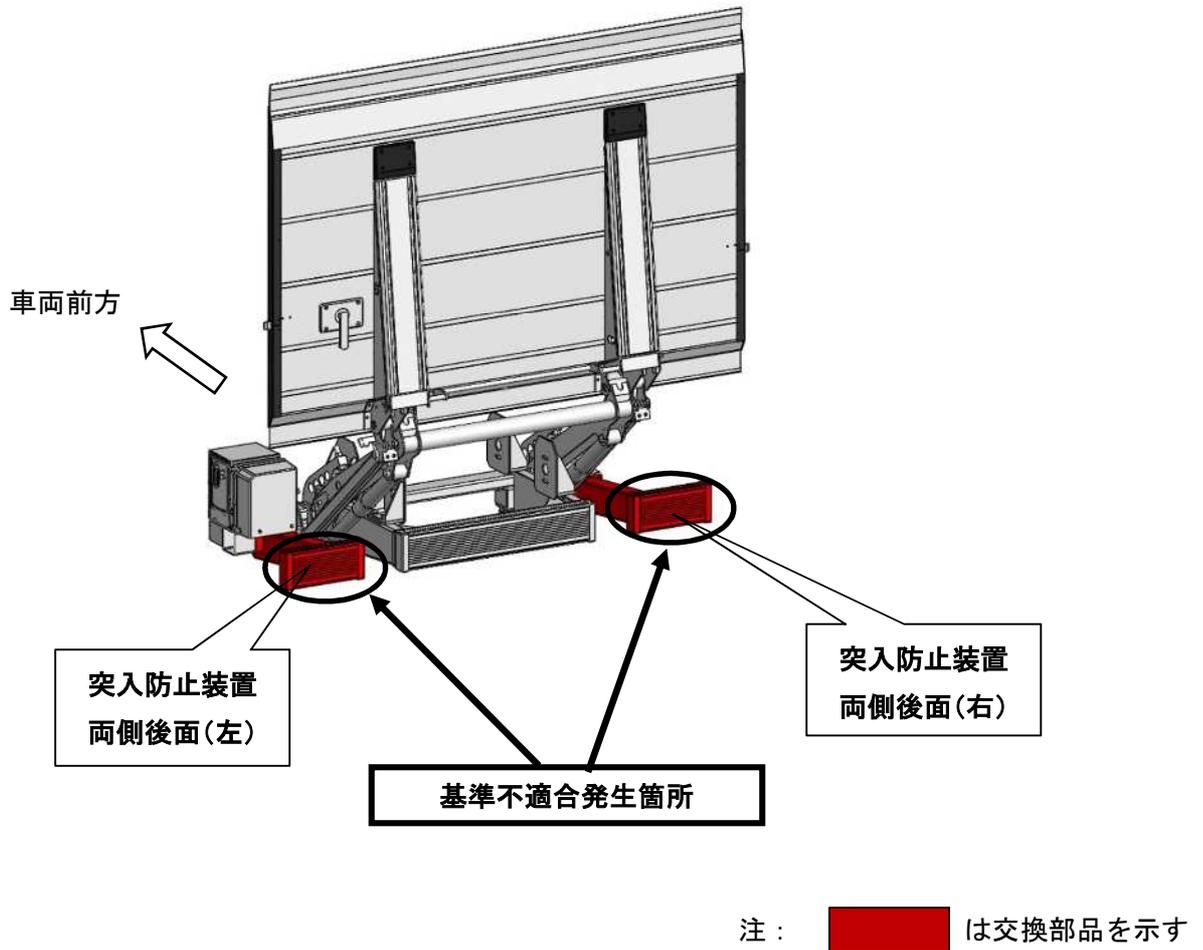


改善箇所説明図



3分割式の突入防止装置において、設計時の確認が不十分であったため、全幅2,000mm以上の自動車に装着した場合、当該装置の両側後面の有効表面積が基準を満たさない。そのため、保安基準第18条の2に適合しない。

[改善の内容]

全車両、突入防止装置の両側を対策品に交換する。

[識別方法]

改善実施済車両には、運転者席ドアロックストライカー付近に識別ステッカーを貼り付ける。